令和８年８月１日～育児休業等給付の申請手続きの見直し概要一覧表

種類	見直し項目	見直し内容	適用期間	具体的内容と対象テキスト
出生時育児休業給付金	支払われた賃金	育児休業給付金と同様に、出生時育児休業中に実際に支払われた賃金を申告する取扱いに見直す	**令和８年８月１日以降に出生時育児休業を取得する方から　→**	出生時育児休業期間中に支払日のある賃金を申告する。 (分割取得した場合は、その間の就労期間に支払日のある賃金も含む。) **→「育児休業等給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の5ページをご参照ください。**
			上記以外の方（従来の対応）→	出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金を申告する。 **→「雇用保険事務手続きの手引き」の153,154ページをご参照ください。**
出生後休業支援給付金	配偶者であることの確認	母親が申請する場合も、父親が申請する場合と同様に、世帯全員について記載された住民票の写し等のほか、母子健康手帳の写しで確認できるように見直す	**令和8年8月1日以降に申請される方から適用　→**	確認資料 世帯全員の住民票もしくは 母子手帳(出生届出済証明の部分　両者氏名･生年月日) **→「育児休業等給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の19,20ページをご参照ください。**
育児時短就業給付	出産日・出産予定日	確認できる書類の省略範囲の拡大	**令和8年8月1日以降に申請される方から適用　→**	同一の子について育児休業給付を受給している場合は、改めて母子健康手帳の写しの提出は不要 **→「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の9ページをご参照ください。**
	所定労働時間短縮開始時賃金証明書の取扱い	育児休業給付に係る育児休業後15日以上あけて同一の子について初回育児時短就業を開始した場合で 育児休業を開始後から育児時短就業を開始するまでに賃金の支払いがないことを確認できれば『所定労働時間短縮開始時賃金証明書』⑨～⑪の記載を省略することができる取扱い	**令和８年８月１日以降に育児時短就業を開始する方から　→**	育児休業を開始した後から育児時短就業を開始するまでの間に賃金の支払いがないことを賃金証明書及び添付書類(照合省略の場合を除く)で確認できれば、当該賃金証明書への育児休業開始前の賃金支払状況の⑨～⑪欄の記載を省略することができることにする。 **→「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の9ページをご参照ください。**
			上記以外の方（従来の対応）→	上記⑨～⑪欄の記載省略はせず、従来どおり記載する。 **→「雇用保険事務手続きの手引き」の186,187ページ・208,209ページをご参照ください。**
	所定労働時間・フレックス	週所定労働時間の計算方法の見直し	**令和８年８月１日以降に育児時短就業を開始する方から　→**	精算期間における総労働時間の算定基礎となった **1日の労働時間×週所定勤務日数** **→「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の14ページをご参照ください。**
			上記以外の方（従来の対応）→	**清算期間の総労働時間÷精算期間の月数×12か月÷52週** **→「雇用保険事務手続きの手引き」の187,210,212ページをご参照ください。**
	所定労働時間・変形	週所定労働時間の計算方法の見直し	**令和８年８月１日以降に育児時短就業を開始する方から　→**	**対象期間における1週間の平均労働時間** **→「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」の(R8.8)の14ページをご参照ください。**
			上記以外の方（従来の対応）→	**清算期間の総労働時間÷精算期間の月数×12か月÷52週** **→「雇用保険事務手続きの手引き」の187,210,212ページをご参照ください。**
	所定労働時間・シフト	本来の週所定労働時間の算定方法の見直し	**令和８年８月１日以降に育児時短就業を開始する方から　→**	育児時短就業を開始した日前の **3か月間における実際の労働時間÷(該当期間の暦日数÷7)** **→「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の14ページをご参照ください。**
			上記以外の方（従来の対応）→	育児時短就業を開始した日前の **6か月間における実際の労働時間÷(該当期間の暦日数÷7)** **→「雇用保険事務手続きの手引き」の187,210ページをご参照ください。**
		支給対象月における短縮後の週所定労働時間の見直し	**令和８年８月１日以降に育児時短就業を開始する方から　→**	支給対象月に支払われた賃金の **算定対象期間における実際の労働時間÷(該当期間の暦日数÷7)** ※ただし、賃金が月末締め、翌月支払いの場合は支給対象月における実際の労働時間 **→「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」(R8.8)の14ページをご参照ください。**
			上記以外の方（従来の対応）→	**支給対象月における実際の労働時間÷(該当期間の暦日数÷7)** **→「雇用保険事務手続きの手引き」の187,212ページをご参照ください。**

※　**「育児休業等給付の内容と支給申請手続」「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」「雇用保険事務手続きの手引き」はハローワークにて配布しております。**

「育児休業等給付の内容と支給申請手続」「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」は厚生労働省ホームページ、「雇用保険事務手続きの手引き」は東京労働局ホームページへ掲載もしておりますのでご活用ください。

厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

東京労働局ホームページhttps://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_01629.html

ハローワーク飯田橋　雇用継続課
電話：０３－３８１２－８６０９(１１#)